

「佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準条例」

1. 地域包括支援センターとは

市町村では、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、支援することを目的として、地域支援事業を実施しています。

地域包括支援センターは、この地域支援事業の一つである包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的として設置された機関で、職員は保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などで構成されています。

当市においては、それぞれの地域において、高齢者の皆様からの相談に対応できるよう、日常生活圏域毎に地域包括支援センターを5ヶ所設置しています。

2. 地域包括支援センターで実施する主な事業

事業名	内容	
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業の対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の方）が要介護状態等になることを予防するため、心身の状況等に応じて、介護予防等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう援助を行います。
	総合相談支援事業	高齢者ご本人や家族などからの相談を受け、問題の解決に向けた情報提供や関係機関等の紹介を行い、また、専門的な支援が必要な方については、個別の支援計画を作成し、適切なサービス等の実施につなげます。
	権利擁護事業	高齢者虐待、消費者被害等の権利侵害を受けている、または、受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう権利侵害の予防や対応、また、判断能力を欠く状況にある人への支援等を専門的に行います。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、高齢者の状態に応じて包括的・継続的に支援していくことができるよう、介護支援専門員、主治医及び地域の関係機関等の連携・協働体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行います。
介護予防支援事業	介護保険の予防給付対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマネジメント業務を行う必須事業です。	

※この他に、市町村が地域包括支援センターに委託することが可能な任意事業があります。

3. 基準の分類

佐倉市が基準を条例で定めるに当たっては、従来の国で定める基準を次の2つに分類し、条例を制定していく必要があります。

	国が示す基準の考え方
※1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
※2 参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4. 条例に定める内容

(1) 基本方針等

基準の概要	基準の類型
①各被保険者の心身の状況等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 ②地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	参酌すべき基準 (※2)

(2) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数

基準の概要		基準の類型
第1号被保険者の数	職員及び人員	
おおむね3,000人以上 6,000人未満ごと	専らその職務に従事する常勤の職員の員数 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人	従うべき基準 (※1)

5. 今回の条例制定の考え方

上記4の「条例に定める内容」については、佐倉市に国の基準と異なる基準を特別に設ける事情はないと考えるため、国の基準と同様の基準を条例に規定することを考えております。

6. 施行期日

平成27年4月1日（予定）

7. 根拠・基準となる法令

- ・介護保険法第115条の46
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66（地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準）

8. 今後のスケジュール

日 程	内 容
平成26年10月上旬	市ホームページ等により、パブリックコメント（意見募集）の実施
平成26年11月下旬	12月定例会へ議案提出
平成27年 4月1日	条例施行